

令和6年度 活動テーマ  
お客様に選ばれ続ける  
エネルギー、LPGガス！  
(活動目標)  
1. 保安の確保の充実  
2. 料金の透明化と取引の適正化  
3. 防災対策と訓練  
4. 需要創造への取り組み  
5. LPGガスのブランド力の向上

# 愛媛県 LPGガス情報

ホームページアドレス <http://www.ehime-lpg.or.jp>  
メールアドレス info@ehime-lpg.or.jp

発行者  
(一社)愛媛県LPGガス協会  
一社登録番号790-0003  
松山市三番町6丁目7-2  
ラベルダムビル4階  
電話(089)947-4744  
FAX(089)947-8499

## 過大な営業行為の制限に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について Q&A

LPGガスの商慣行は正に向けた制度改革に関して、液石法に係る経済産業省省令が改正され、「過大な営業行為の制限」「LPGガス料金等の情報提供」が令和6年7月2日に施行されました。そして、施行日にガイドラインが経済産業省HPにて公表されました。

それを確認しまして、「正常な営業行為の制限」のみについて、過去のパブリックコメントに掲載されております。Q&Aを一部ではありますが抜粋して掲載いたします。

詳細については、経済産業省下記URLでご確認ください。

令和6年2月9日～令和6年3月10日までの意見公募

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen\\_nenryo/sekiyu\\_gas/ekika\\_sekiyu/pdf/009\\_s03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/pdf/009_s03_00.pdf)

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen\\_nenryo/sekiyu\\_gas/ekika\\_sekiyu/pdf/009\\_s04\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/pdf/009_s04_00.pdf)

令和6年5月25日～令和6年6月23日までの意見公募

<https://public-commente-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000276632>

<https://public-commente-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000276638>

ガイドラインでは、主に、賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与を中心に、問題となり得る行為の具体例や考え方等を提示されておりますが、改正後の施行規則上は、戸建て住宅等に係る利益供与行為についても規律の対象です。

### 【過大な営業行為の制限】

「正常な商慣行を超えた利益供与の禁止について」

Q 最低でも業界内で明確化することが必須。ガス事業者によって正常な商慣習を超える判断基準に違いがあり、混乱が発生すると思われる。

Q 法改正の際には、具体例にどういった事が正常の商慣習にあたるか。

Q その範囲について、ガイドライン等で明確に示すとともに、丁寧な周知を徹底していただきたい。制限の範囲が不明確であると解釈に差が生じ、実効性が確保されないのでないかと不安に感じている。真に実効性あるものとすべく、ガイドライン等で過大な営業行為を明確化いただくとともに、LPGガス事業者はもとより、取引先となる不動産・建築業界へも周知・徹底すべく、都道府県LPGガス協会や国交省といった関係省庁等との綿密な連携をあらためてお願いしたい。

Q 具体的な基準を示してほしい。(紹介料はいくらまで、キャッシュバック等)

ガス機器以外の設備・紹介料は全て過剰な投資になるのか。

A どのような行為や契約条件等が「正常な商慣習を超えた利益」や「切替えを制限するような条件」に該当し、液石法上の違反行為となるかについては、取引の内容や影響等、様々な要素を総合的に判断することになるところ、一律に定量的な基準を設定することは困難であると考えております。

A ガス器具以外の設備の貸与や紹介料の支払いが、消費者との契約確保を目的として過大にされる場合は、規制対象となります。

A 関係省庁等とも連携して規律内容の周知徹底を図ってまいります。

Q 戸建て物件においては、ガスを使用する器具（給湯器・コンロ・ファンヒーター・衣類乾燥機等）を無償貸与し、外出し表示され実施すれば、無償貸与契約を締結しても良いと読み取れる。無償貸与契約を締結しても問題無いでしょうか（戸建て賃貸は除く）

A 戸建てにおける無償貸与契約については、第16条第15号の4に基づき規制対象となります。すなわち、賃貸・戸建てに関わらず、ガスを使用する器具の無償貸与行為が、消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、規制対象となります。

Q 「消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPGガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止」とありますが、特に契約は締結せずに、事業者選択を阻害しなければ、ガス器具又はガス器具以外も貸与ではなく、無償譲渡する事は、「正常な商慣習を超えた利益供与」には、あたらず無償譲渡は可能なのでしょうか。

A 契約を締結せずに行う無償譲渡であっても、それが消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、規制対象となります。

Q ガス器具無償貸与が禁止された場合、単純に器具に安売りにならないか。

A ガス器具の安売りも、消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、規制対象となります。

Q オ客様所有のガス機器の修理等の費用をガス会社が負担する事は「正常な商慣習を超えた利益供与」あたらず、可能なのでしょうか。

A LPGガス会社によるガス機器の修理等の費用負担が、消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、規制対象となります。

Q オーナー様からアパート物件を他社から自社に切り替える際、「LPGガス事業者の切替えを制限するような条件付」等の契約行為を行わず、従量料金も公表料金であれば紹介料をお支払いする事は可能でしょうか。グループ会社からアパート物件・戸建物件を紹介いただいた場合に、グループ会社に手数料として、紹介料を支払う事は可能なのでしょうか。

ネット上でガス顧客を紹介する会社が増加していますが、そういった会社からお客様を紹介してもらった場合に支払う、手数料は支払う事は可能なのでしょうか。

Q 紹介料等について誰に対するものが禁止されるか不明。金額はどのようなのか。

A 紹介料の支払いも、消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、規制対象となります。例えば、当該紹介料がLPGガス販売契約の違約金に含まれるなどして高額となり、LPGガス事業者の切替えを制限するような場合が考えられます。

2面に続く



## 暑中お見舞申し上げます



事務局  
監理事  
専務理事

職員  
渡白峯小西井田山西曾長長水高須  
員部石本島村関口脇尾根野田代賀  
一眞一耕豊英啓憲史昭浩洋一  
同弓浩典久樹介弘功郎力一昭健敬誠子男隆幸博繁司治浩彦幸一郎  
監理事  
副会長理事

Q新たな契約を締結することが禁止されている（既存の契約に基づき無償貸与しているものは、投資回収の観点から継続貸与が許容される）との認識だが、その認識で良いか。  
もし貸与につき口頭で合意しているものの、契約書といった形で書面化できていない場合、無償貸与を継続することに何らかの影響はありえるか。現にオーナーに無償貸与を行っているガス会社から、切替等により当社が新たに当該物件に供給することとなった場合、当該設備を前事業者から買い取り、当社がオーナーに対して無償貸与を継続することは許容されるのか。

A改正省令の施行前に締結された契約などの行為について遡って適用はされません。  
行為について規定するものであるため、口頭か書面を問うものではありません。  
改正省令の施行後に無償貸与を行った場合は、規制の対象となることも考えられます。  
また、過去に行われた過大な営業行為であったとしても、それがLPGガスの消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした契約については今後見直していくことが望ましいと考えます。

Q抜け駆け行為に対してどう対応しているか。

A通報フォームに寄せられた情報や市場調査を通じて得られた情報等も活用し、違反行為の取り締まりを強化していくこととしています。また、公開モニタリングの場で議論する等、市場監視を強化していくこととしています。

Q液化石油ガス販売事業の登録を受けていない事業者（仲介業者）が、液化石油ガス販売事業者と当該施設又は建築物の所有者等の間に入って無償貸与・無償配管による顧客獲得を進めようとすれば、合法的に行えるのではないか。

A LPGガス事業者が仲介業者等に支払う報酬について、当該報酬がLPGガス販売契約の違約金に含まれるなどして高額となり、LPGガス事業者の切替えを制限するような場合には、規制の対象となることも考えられます。

Q設備貸与契約とは、オーナーや消費者の事業者選択を阻害しない為にこれまで締結してきた経緯があり、LPGガス事業者の切替を制限するものではない。また、解約時における清算方法（耐用年数に基づいた）も記載していることを認識いただきたい。可視化できた設備貸与契約から見えない無償化への逆行を懸念します。

A設備貸与契約に高額な違約金規定や無償で貸与している設備の高額な買取条項等が含まれている場合、消費者によるLPGガス事業者選択を阻害し、それが不透明で高額な料金負担の要因ともなりうることから、LPGガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等を禁止することとしたものです。  
なお、可視化できない形での利益供与も、消費者との契約確保を目的として過大になされる場合は、規制対象となります。

Q消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPGガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止に関する、基本料金算定の原価である供給設備については、改正省令施工後も「設備貸与契約」の対象部分になるとを考えます。

A設備貸与契約に高額な違約金規定や無償で貸与している設備の高額な買取条項等が含まれており消費者によるLPGガス事業者選択を阻害しうる場合や設備貸与契約の内容が過大な場合は、規制対象となります。  
が、それらの場合に該当しない設備貸与契約を締結することは問題ありません。

Q今回の改正では規則13条第9号は変更がないので、消費者が液化石油ガス販売事業者を変更するときに発生する配管代の残存価格を請求することは、規則第16条第15号の5及び同条第15号の6で禁止する「液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等」に該当しないと解釈して良いか。

一方、ガス給湯器その他設備については、規則第13条第9号で指定する「消費設備にかかる配管」ではないので、供給契約解約時に発生する残存価格の買取り特約を付すことは規則第16号の5及び同条第15号の6の禁止事項に該当する可能性があるか。

A消費設備にかかる配管であれ、ガス給湯器その他設備であれ、残存価格の買取り特約が高額である等、消費者によるLPGガス事業者選択を阻害しうる場合は、規制対象となります。  
なお、第16条第15号の5及び6は、契約等の締結をしないことを規定するものであり、改正省令の施行前に締結された契約等の行為について遡って適用はされません。

Qガス消費配管の漏洩事故があった場合、配管所有者がオーナーであれば許可なく緊急対応出来なくなってしまうことが懸念されるが、どのように考えているのか。

Aこれまで、貯蔵容器を含む供給設備の管理責任はLPGガス販売事業者が負担するものとして、供給設備については、LPGガス販売事業者が設置に係る費用を負担し、設備も所有してきました。そのコストは基本料金の一部として、消費者にご負担をいただいております。  
設備を所有しているからこそ、緊急時あるいは設備に不具合が発生した時には、速やかな補修・入替え等の対応が出来てきたものと考えております。今回の改正において、供給配管についても、建物所有者と配管所有者を一致させることができが望ましいとされるのであれば、緊急時の対応等において建物所有者の経済的事情等の影響を受ける恐れもあると考えますが、いかがでしょうか。

A LPGガス事業者には、法律で保安業務を行う義務が課されており、ガス配管・消費配管の所有権が他者になったとしても、その義務に変わりはありません。

#### 【貸付配管について】

Q「貸付配管を行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。」を「貸付配管を行わない方向で取り組む」にしていただきたい。

Aいわゆる「貸付配管」をめぐる課題については、過大な営業行為の制限や、三部料金制の徹底による設備費用の外出し表示・明確化といった今回の制度見直しにより、一定の改善も期待されるところですが、法令上貸付配管を一律禁止とはしていません。

このため、ガイドラインでは、望ましい行為として、貸付配管が消費者によるLPGガス事業者の選択を阻害しうるものであることに鑑み、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことを提示しています。

なお、当面の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリングを継続し、例えば3年後（2027年）を目指として、制度上の対応の要否を検討していくこととしています。

Q LPGガス事業者は、個々の契約等の条件について、他の事業分野の事例も参考にしつつ、LPGガス事業者の切替えを不当に制限するものではない等、対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要がある。」と記載されているが、第三者とは具体的に誰を指しているのか、他の事業分野の事例とは。

A第三者とは、LPGガスを巡る商取引とは関係のない第三者のことであり、例えば有識者や規制当局が挙げられます。

他の事業分野の事例は、都市ガスや電気などが考えられます。

LPGガス事業者は、契約条項等が第三者から妥当であると評価されるよう、説明責任を果たしていくことが求められます。

出典：経済産業省「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（案）」に対する意見公募の結果についてより一部抜粋

出典：経済産業省「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について（案）」に対する意見公募の結果についてより一部抜粋

出典：経済産業省「総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会資源開発・燃料供給小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ中間とりまとめ（案）」に関する意見公募の結果についてより一部抜粋

出典：経済産業省「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見公募の結果についてより一部抜粋

## LPGガス料金等の情報提供に関する関係省庁からの要請について

取引の適正化・料金の透明化における制度改正の施行を控え、消費者庁・経済産業省・国土交通省の連名により下記の徹底を図るよう再度要請がありました。

現状、賃貸集合住宅の入居者は、入居した後にLPGガス料金を知ることが多く、LPGガス料金に不満があっても受け入れるしかないという状況にあることを踏まえ、入居希望者が入居前にLPGガス料金の仕組みを知ったうえで入居できるようにするために、入居希望者からLPGガス事業者に対して、直接LPGガス料金等の情報提供の要請があった場合は、それに応じること及び入居希望者に対し、LPGガス料金を事前に提示するよう要請されました。

#### 記

①LPGガス供給をしている（今後供給しようとする場合も含む。）賃貸集合住宅の入居希望者が賃貸借契約を締結する前に、不動産関係者が当該入居希望者に対し、LPGガス事業者の連絡先を含むLPGガス料金等の情報を適切に提供できるよう、わかりやすい資料等を不動産関係者に情報提供すること。

②LPGガス事業者に対し、入居希望者から直接LPGガス料金等について問い合わせがあった場合は、それに応じわかりやすく説明すること。

## 国内審議会(資源・燃料分科会)について

資源・燃料分科会(第41回)が令和6年6月7日に開催され、経済産業省HPに資料と議事録が公表されました。

令和3年10月に第6次エネルギー基本計画が策定され、この度、次期第7次エネルギー基本計画の策定に向けて議論が開始されました。

LPガスについては、供給体制の確保として災害対応強化に向けた取組として災害バルクの導入、LPガス販売事業者の人手不足解消、配送業務効率化等に向けた支援策、さらには、商慣行は正に向けた取組状況、LPガスの国家備蓄、グリーンLPガスの導入に関する取組みについて経済産業省から進捗状況が提示がなされましたので、一部を掲載いたします。

詳細は、経済産業省下記URLでご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen\\_nenryo/041.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/041.html)

### 【現行エネ基】

調達先を多角化することにより、エネルギーセキュリティの向上に取り組む。

### 【進捗状況】

LPガスの調達先は、米国(66.7%)のみならず、カナダ(12.7%)・豪州(8.4%)にも拡大。※2021年時点

### 【現行エネ基】

災害時の供給体制確保の観点から、自家発電設備等を備えた中核充電所の新設や設備強化を進めるとともに、避難所や医療・社会福祉施設等の重要施設における燃料備蓄などの需要サイドにおける備蓄強化を進める。さらに、緊急時の供給協力を円滑に行う「災害時石油ガス供給連携計画」の不断の見直しを行い、同計画に基づいた訓練を実施する。

### 【進捗状況】

中核充填所の新設や機能拡充の支援を継続実施(令和元~5年度実績67件)

災害時のライフライン維持が求められる医療・福祉施設や避難所等への非常用LPガスタンク及び非常用発電機などの設置を支援。

毎年9地域で実際の災害を想定した訓練を継続実施。

### 【現行エネ基】

ボイラーや発電機等において石油からLPガスへの燃料転換の取組を進めます。また、熱電供給においても、より省エネルギーを実現する家庭用燃料電池等のLPガスコーチェネレーションや電力需要のピークカットに貢献できるガスヒートポンプ(GHP)等の利用拡大を進める。

### 【進捗状況】

LPガスタンクの大型化等の設備導入に付随して、GHP等への導入支援を実施(令和5年度末までの累計498件)。石油からLPガスへの燃料転換や熱電供給できる設備への利用拡大。

### 【現行エネ基】

温室効果ガス排出削減やLPガス産業の収益力の向上を目指し、省エネルギーにも資するスマートメーターの導入による配送合理化などの取組を後押しする。

### 【進捗状況】

遠隔のガス栓の開閉や検針が可能なスマートメーターは、LPガス事業者の人手不足解消や業務効率化に資するものであり、その導入支援の実施。需要家数の99.6%まで普及。

化等に向けた支援策、さらには、商慣行は正に向けた取組状況、LPガスの国家備蓄、グリーンLPガスの導入に関する取組みについて経済産業省から進捗状況が提示がなされましたので、一部を掲載いたします。

詳細は、経済産業省下記URLでご確認ください。

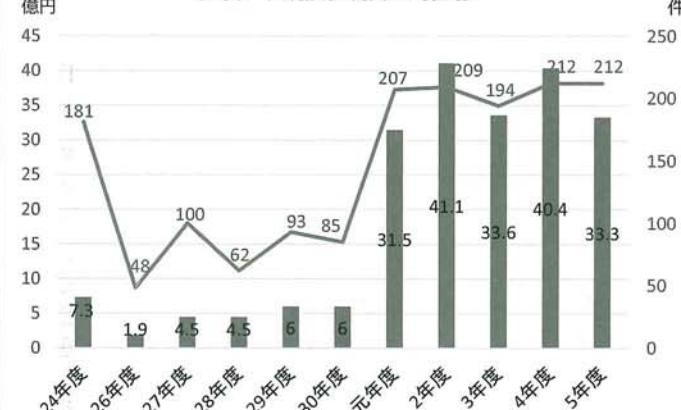
[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen\\_nenryo/041.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/041.html)

## 災害対応強化に向けた取組

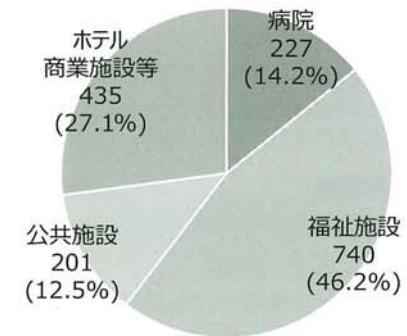
### (災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金)

- 大規模な災害等が発生した時にライフライン機能の維持が求められる医療施設や福祉施設、公的避難所及び一時避難所となり得る社会的な重要インフラ施設等において、LPガスタンク等を設置し、自衛的な燃料備蓄体制を構築するための経費の一部を支援。
- 平成24年度から令和5年度までの支援実績は1,603件。

予算・支援実績の推移



施設別の導入実績  
(平成24年度～令和5年度)



## LPガス事業者の人手不足解消、配送業務効率化等に向けた支援

- LPガス販売事業者においては、配送員などの人手不足や遠隔地への配送などの業務負担が課題。このため、遠隔でのガス栓の開閉や検針が可能なスマートメーターの設置や、配送車両の導入、充填所の自動化等を支援。
- また、需要家側のLPガスタンクの大型化等による購入コストの低減や燃料備蓄を推進。
- これらの取組により、LPガス事業者のコスト低減や、温室効果ガス排出削減を図っている。

【スマートメーターの仕組み】



【LPガスの配送車両】



【LPガスピンベ充てん所の自動化】



【LPガスタンク、付属設備の導入例】



【価格低減効果の例】

	小規模飲食店 学校施設 (100m³)	大規模工場 (自動車部品製造、 車両塗装など) (500m³)
ガスピンベ による供給	約5.5万円/月	約30万円/月
LPガスタンク による供給	▲1.3万円 約4.2万円/月	▲10万円 約20万円/月

# 令和6年度 高圧ガス製造保安責任者試験について

高圧ガス保安協会のホームページにて必ずご確認ください。<https://www.khk.or.jp>

## 1. 試験日

令和6年11月10日(日)

## 2. 場 所

松山市大可賀2丁目1-28

アイテムえひめ 大展示場（愛媛国際貿易センター）

近隣店舗、路上への駐車はご迷惑になりますので、絶対にしないでください。

お車でお越しの方は、アイテムえひめの立体駐車場または臨時駐車場をご利用ください。

## 3. 受験案内について

### ①ホームページの案内

高圧ガス保安協会のホームページ <https://www.khk.or.jp>

### ②受験案内書（書面願書）の配布

・「受験願書請求」と朱書きした封筒の中に

- 1) 試験種類ごとの必要部数および連絡先、電話番号を明記したもの
- 2) 返信用封筒（縦33cm、横24cmの大きさ）切手を貼ったもの  
(1部140円 2部210円 3部250円 4~6部390円 7~13部580円)

3) 郵送先

〒790-0003

松山市三番町6丁目7-2 ラベルダムビル4階

(一社)愛媛県LPGガス協会

## 4. 申込期間等

①・②いずれかの方法によりお申込みください。

### ①インターネット申請

高圧ガス保安協会 <https://www.khk.or.jp>

**申込期間 8月19日(月)午前10時~9月4日(水)午後5時**

期間中24時間受付

### ②書面申請（持参申込は土日を除く）

**申込期間 8月19日(月)~9月2日(月)**

郵送は9月2日(月)消印有効。

消印のないものについては9月2日(月)到着分まで有効。

## 5. 受験願書の提出先

### ・知事試験

〒790-0003

松山市三番町6丁目7-2 ラベルダムビル4階

(一社)愛媛県LPGガス協会

## ・大臣試験、知事試験の全科目免除者

〒105-8447

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門

## 6. 注意事項

### ①電卓

試験では「四則計算（+ - × ÷）」のみできる電卓に限り使用が認められています。

関数電卓の使用は禁止です。使用可能な電卓の貸与は行いません。

### ②携帯電話等電子機器の取扱い

(1) 試験中は、携帯電話、スマートフォン、PHSなどの通信機能を有する電子機器（腕時計型ウェアラブル端末を含む）の使用及び作動を禁止します。これらの電子機器を時計及び電卓の代替に使用することはできません。

(2) 電子機器の電源は必ずOFFにして鞄に収納し、携帯することは禁止します。通信機器を試験中に身に付けている状態又は使用可能な場所に所持していることが確認された場合は、電源のON/OFFにかかる不正行為と見なします。

### ③時計

スマートウォッチなど通信機能を有するものは使用を禁止します。時計は腕から外し、机上に置いてください。

## 【国家試験での電卓使用について】

### 使用できる電卓の例



### 使用できない電卓の例



\*関数電卓は使用できません

## 「LPGガス事業者賠償責任保険」「LPGライフ」 更新・加入手続きについて

本年度のLPGガス事業者賠償責任保険並びにLPGライフの更新・加入手続きがまだお済みになっていない場合は、既に送付しております保険関係書類をご確認の上、後述のお手続き方法にて至急お手続きをお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

## 1. 手続き方法

必要書類を協会事務局までご送付の上、保険料等を指定口座までお振込をお願いします。

※協会事務局でもお手続きいただけます。

## 2. 書類送付先

〒790-0003

松山市三番町6丁目7-2  
ラベルダムビル4階  
(一社)愛媛県LPGガス協会

## 3. 注意事項

①保険関係書類の捺印箇所を良くご確認の上、必ず捺印をお願いいたします。（法人の場合は法人実印での捺印が必要です。）

捺印が無いものは無効になります。

②記載事項に訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で消して訂正箇所の上に訂正する内容を記入してください。（訂正印は必要ありません。）

## 四国ガス(株)との転換情報

(2024年6月転換処理分)

項目	LPGガスから 四国ガスへ転換	四国ガスから LPGガスへ転換	差引き 四国ガスへ転換	転換された累計
今治	4	0	4	4,688
松山	11	19	▲8	12,319
宇和島	7	2	5	3,113
計	22	21	1	20,120

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数

7月19日(金) 愛媛県総合防災訓練第3回目説明会 (今治市玉川支所)	7月18日(木) 愛媛県高圧ガス保安大会関係機関打ち合わせ会 (愛媛県高圧ガス保安協会)	7月11日(木) LPGガスお客様相談所四国プロック (高松市)	7月5日(金) 検定 第二種販売、業務主任者の代理者 (ウエルピア伊予)	7月2日(火) ク会議 全国LPGガス保安共済事業団プロツ (徳島市)	6月28日(金) 【検定】丙種化学液石 (えひめ共済会館)

## 協会日誌

